

7. 医療ネグレクト

子どもの心身の健康に対して、有害な被害を起こす可能性のあるものとして、日常診療で経験するものとして 10 種類の例を、①医療ネグレクトの程度（保護者の子どもの健康や医療上の問題へのネグレクトの程度）を縦軸に、②子どもの健康および疾病の重症度（子どもの生命・身体の危機、子どもの心身の健康についての危害の程度）を横軸に設定し表した図が提案されています（図1）。このような事例に対して、A:保護者に説明・説得し、関係機関で見守りを行う。B:医療機関が保護者に必要かつ適切な医療ニーズを説明し、保護者がそれに従って対応するように促す。C:主に対応は保護者の判断に委ねられる。D:保護者が一定の説明・説得、あるいは事実関係を了解した上でも必要な医療行為を拒否・忌避、あるいは不履行の場合、法的対応による介入、あるいは介入することを検討する、と4つの対応が考えられています。

医療現場における対応への基本的な考え方は、子どもの最善の利益を考えることです。そのため必要な医療行為が保護者に拒否された場合の対応策が必要です。医療ネグレクトの判断は、以下の5つの認識の共有に始まります。

- ① 子どもが医療行為を必要とする状態にある。
- ② 医療行為をしない場合に不利益を生じる可能性が高い。
- ③ その医療行為の有効性と成功率に高さが認められている。
- ④ 保護者が要望する治療・対処法の有効性が保障されていない。
- ⑤ 通常であれば理解できる方法と内容を説明している。

子どもにとって必要な医療を親が受けさせないために、子どもの生命をおびやかす、あるいは健康に重大な被害を与える可能性をもたらす危惧を抱かせる状況において、厚生労働省から都道府県（指定都市、児童相談所設置市）の児童福祉主観部（局）長に、技術助言として通知（平成 24 年 3 月 9 日雇児総発第 0309 第 2 号）が行われています。平成 24 年 4 月施行の親権停止制度（改正民法）を活用するもので、医療機関が医療行為を行うに当たって親権者等の同意が得られないため、適切な医療行為ができない場合が対象となります。具体的には、対象事例に対し「児童相談所長が家庭裁判所に親権停止の審判を請求し、審判の確定により親権が停止した後、未成年後見人又は親権を代行する児童相談所長が医療行為を同意することにより、医療機関が必要な医療行為を行うことができる」というものです。同時に、子どもの生命・身体の安全確保のため緊急の必要があるときは、親権者等の意に反しても、児童相談所長等による観護措置をとることができることが児童福祉法においても明確化されました。この通知では、時間的緊急性により、親権停止審判による措置、親権停止の保全処分による措置、児童福祉法による緊急措置の3つの対応の流れが紹介され（図2）、子どもを守るための法整備の前進ととらえられます。

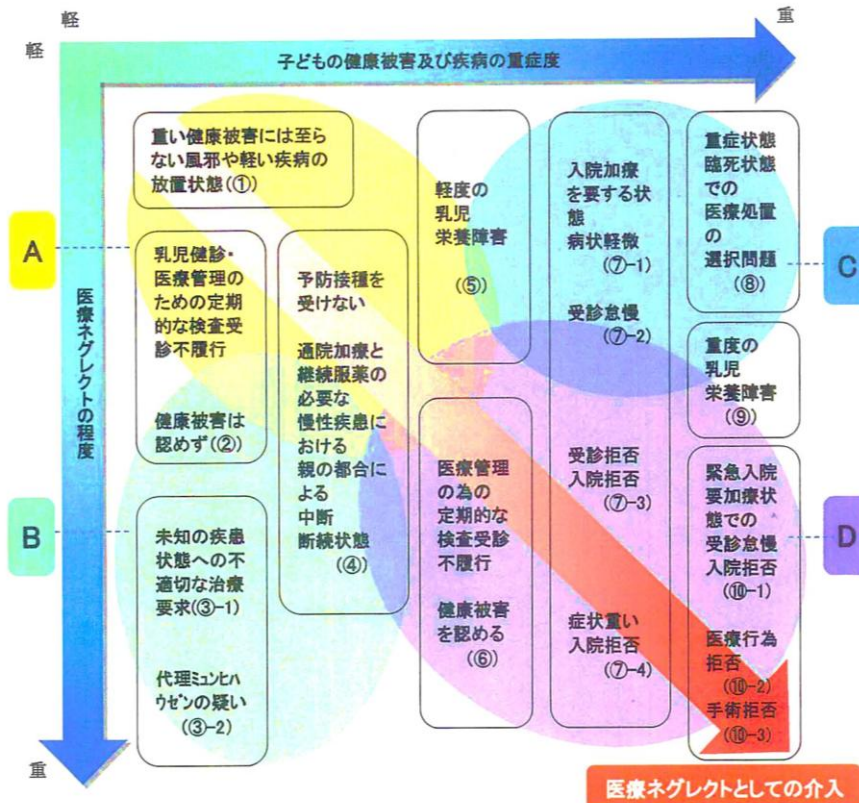


図 1. 医療ネグレクトの基本的な考え方

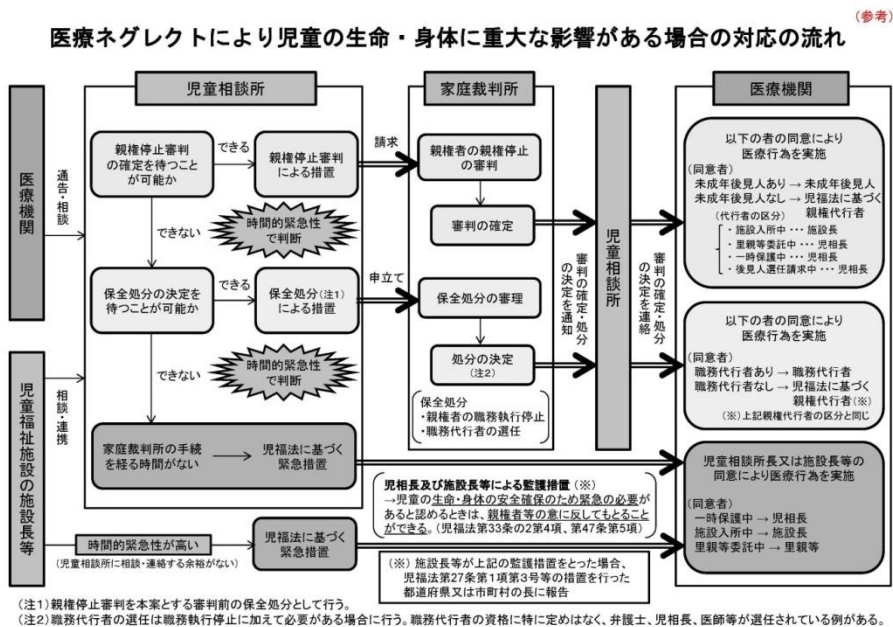


図 2. 医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応